

2005年度 自動車リサイクル法に基づく再資源化等の実施状況

1. 対象期間

2005年4月1日～2006年3月31日

2. 法定基準の遵守状況

		ASR ※1	エアバッグ類
再資源化率 ※2	基準	30%以上(2005年度～2009年度) 50%以上(2010年度～2014年度) 70%以上(2015年度～)	85%以上
	実績	70.0%	93.5%

3. 再資源化等の状況

		ASR	エアバッグ類		フロン類 ※3	
引取台数	指定引取場所での引取台数 ※4	132,674台	取外回収台数	5,544台	CFC引取台数	45,355台
	委託全部利用投入解体自動車台数 ※5	15,416台	車上作動台数	10,496台	HFC引取台数	62,265台
	合計	148,090台	一部取外回収／一部車上作動台数	129台		
引取量	ASR引取重量①	18,902.4t	取外回収個数	7,141個	CFC引取重量	13,157.8kg
	委託全部利用引渡ASR相当重量②	2,291.9t	車上作動個数	18,330個	HFC引取重量	20,944.5kg
	合計	21,194.3t	合計	25,471個	合計	34,102.3kg
再資源化重量	再資源化施設 ASR投入重量 ③ ※6	14,687.7t	再資源化施設引取重量⑦	3,313.1kg		
	再資源化施設 ASR排出残さ重量④	1,950.8t				
	委託全部利用投入 ASR相当重量⑤	2,132.1t	再資源化重量⑧	3,098.9kg		
	委託全部利用排出残さ重量⑥	29.9t				

エアバッグ類再資源化重量について公表後一部再資源化委託施設で実績の修正が行われましたので下記項目の修正を致しました。

- ・再資源化施設引取重量⑦ 3,317.6 kg (修正前) → 3,313.1 kg (修正後)
- ・再資源化重量⑧ 3,103.3 kg (修正前) → 3,098.9 kg (修正後)

4. 再資源化等に要した費用の収支状況

	ASR	エアバッグ類	フロン類	合計
払渡しを受けた預託金の額	782,798,680 円	27,060,526 円	226,094,975 円	1,035,954,181 円
再資源化等に要した費用	813,752,251 円	27,852,075 円	236,622,898 円	1,078,227,224 円
収 支	△30,953,571 円	△791,549 円	△10,527,923 円	△42,273,043 円

[注記]

※1. ASR (=Automobile Shredder Residue) とは、使用済自動車から有用資源を回収した後に残る破碎残さ。

※2. 再資源化率

$$\text{ASR 再資源化率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{再資源化施設} \\ \text{ASR 投入重量③} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{再資源化施設} \\ \text{ASR 排出残さ重量④} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{委託全部利用} \\ \text{投入 ASR 相当重量⑤} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{委託全部利用} \\ \text{排出残さ重量⑥} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{ASR 引取重量①} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{委託全部利用引渡 ASR 相当重量②} \end{array} \right]}$$

$$\text{エアバッグ類再資源化率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{エアバッグ類再資源化重量⑧} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{エアバッグ類再資源化施設引取重量⑦} \end{array} \right]}$$

※3. CFC (=特定フロン CFC12)・HFC (=代替フロン HFC134a) はともにカーエアコン用冷媒。富士重工業は1994年までにCFCからオゾン層に害のないHFCに切替えを完了したが、HFCも地球温暖化には影響があるとされており、自動車リサイクル法に基づく引取・破壊を実施している。

※4. 指定引取場所とは、主務大臣の認定を受けて定めた引取場所のこと。

※5. 主務大臣の認定を取得した全部再資源化業務委託先（解体事業者、プレス・せん断処理業者）が国内の電炉・転炉等に引渡しを行う場合に、その引渡先は委託全部利用となる。

※6. 再資源化施設とは、主務大臣の認定を取得した指定引取場所のうち、基準に適合した施設を示す。